

令和5年度志賀町障害者就労施設等からの物品等調達推進方針

令和5年4月1日方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、以下のとおり障害者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定め、もって本町における障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進を図ることを目的とする。

2 調達の推進を図る組織

この方針は、町のすべての機関が発注する物品等の調達に適用する。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

石川県内に所在する障害者優先調達推進法第2条第4項に規定する障害者就労施設等（以下「施設等」という。）とする。

（1）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事業所・施設

- ア 就労移行支援事業所
- イ 就労継続支援事業所（A型・B型）
- ウ 生活介護事業所
- エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
- オ 地域活動支援センター
- カ 小規模作業所

（2）障害者（身体障害者、知的障害者、精神障害者。以下「障害者」という。）を多数雇用している事業所

- ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく特例子会社
- イ 重度障害者多数雇用事業所（次の要件をすべて満たす事業所。）
 - （ア） 障害者の雇用数が5人以上
 - （イ） 障害者の割合が従業員の20%以上
 - （ウ） 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

（3）在宅就業障害者等

- ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
- イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

4 調達を推進する物品等

施設等が提供可能なすべての物品等とする。

5 調達の推進方法

- (1) 施設等の提供可能な物品等についての情報を全機関で共有し、可能な限り施設等への発注に努める。
- (2) 各機関は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する随意契約を積極的に活用し、物品調達機会の拡大に努める。
- (3) 各機関は、物品等の調達に当たり、仕様等をわかりやすく説明し、施設等の障害特性等に配慮した納期を設定する等、施設等が不当に排除されることのないよう努める。
- (4) 各組織は、数量の多い物品等を発注する場合等において、円滑な調達を行うため、石川セルフ振興センターに設置されている共同受注窓口の活用も検討する。

6 調達目標

当該年度における調達目標額は、当該年度の予算の範囲内において、可能な限り調達に努めるものとして、前年度の調達実績を上回るものとする。

7 調達実績の公表

調達実績は、毎会計年度終了後に取りまとめ、ホームページにより公表する。

8 その他

障害者施設等からの物品等の調達の推進に資するよう、必要に応じて本方針の見直しを行うものとする。